

駒場自治会会則の一部改正

会則の一部改正について提案いたしますが、会則全体の見直しを引き続き行い、次期総会に改正案の提案をいたします。

(現 行)

- 第 6 条 会長、副会長、監事、会計、書記、班長の任期は2年間とし、正副組長の任期は1年間とする。ただし、再選を妨げない。補欠の場合は前任者の残存期間とする。役員は任期終了後も後任者の決定するまでは、その職務にあたる。
- 第 7 条 会長、副会長、監事は班及び組が推薦する候補者を総会で決める。班長及び正副組長は班及び組の推薦により会長が委嘱する。会計及び書記は会長が委嘱する。会長は会を代表し会務を総括する。

(改 正)

- 第 6 条 会長、副会長、監事、会計、書記の任期は2年間とし、班長、正副組長の任期は1年間とする。ただし、再選を妨げない。補欠の場合は前任者の残存期間とする。役員は任期終了後も後任者の決定するまでは、その職務にあたる。
- 第 7 条 会長、副会長、監事は班及び組が推薦する候補者から総会で決める。会計及び書記は会長が委嘱する。班長は構成する組の組長の互選により選出し、会長が委嘱する。正副組長は組の推薦により会長は委嘱する。

平成28年4月24日総会に提出